

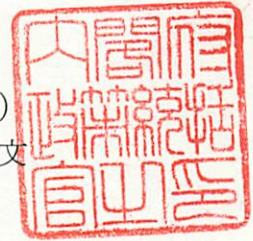
府政防第304号
平成27年3月31日

行政文書開示決定通知書

添 田 孝 史 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

日 原 洋 文



平成27年3月3日付けで請求のありました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
国土庁が1999年度ごろ作成した津波浸水予測図に関して、内閣府が保持するすべての文書。当該津波浸水予測図について、当時の国土庁職員が書いた論文を参考に添付した。
- 2 開示する行政文書の名称
津波浸水予測図 ※それぞれの該当地域については別表のとおり
(平成11年3月 国土庁、社団法人日本気象協会)
- 3 不開示とした部分及びその理由
なし

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

5 担当課等

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当）付

電話：03-5253-2111（内線51297）

※ 補 足 事 項

4でお示しした開示実施手数料については、すべての津波浸水予測図の開示を希望した場合の金額となります。

次頁の別表に各データの範囲をお示ししますので、必要な範囲（地域）を示していただければ、そちらに該当する図面・データだけを提供することも可能ですので、その際には情報公開窓口を通じ、上記の担当課までお知らせください。

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

下表に記載した方法等により、開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（※）
A4判文書 （※）内はカラー枚数 7,524枚 （7,524枚）	電子データをCD-Rに複写したものの交付	CD-R 1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額	① 2枚×100円 65ファイル×210円	13,550円 （=2枚×100円 +65ファイル×210円 -300円）
	複写機によりコピーしたものの交付 （文書又は図面の全てについて白黒コピー）	用紙1枚につき10円（モノクロ）	② 7,524×10円	74,940円 （=7,524×10円-300）
	複写機によりコピーしたものの交付 （カラーの文書又は図面についてはカラーコピー）	用紙1枚につき10円（モノクロ） 20円（カラー）	③ 7,524×20円	150,180円 （=7,524×20円-300）
	文書の閲覧	100枚までごとにつき100円	④ 76×100円	7,300円 （=76×100-300）

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日 時：平成27年4月1日（水）から6月30日（火）までのいずれかの日（土曜・日曜・祝日を除く）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

場 所：東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府大臣官房総務課情報公開窓口（中央合同庁舎8号館2階213号室）

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日 数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」を受理した日から1週間（土曜・日曜・祝日を除く。）以内に発送します。

郵送料（見込み額）：通常郵便物 200円（CD-Rに複写したもの）

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、本通知書を受け取った日から 30 日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付の上、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、4 (1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法に限ります。なお、必要な部分のみ開示を受けること（例えば、100 頁ある文書について冒頭の 10 頁のみ閲覧する場合）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の 10 頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受け取ることもできます（ただしその場合は、最初に関覧を受けた日から 30 日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）

事務所における開示の実施を選択される場合は、4 (2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。もし記載された日時に都合が良いものがない場合は、「担当課等」に記載された担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の 3 日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。

なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手等）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額を計算し、その額が 300 円（オンライン請求の場合は 200 円。以下同じ。）までは無料、300 円を超える場合は当該額から 300 円を差し引いた額となります。

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求 1 件につき 2,000 円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を希望される方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

3 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に本通知書をご持参ください。

4 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法について、ご不明な点等がございましたら、「5 担当課等」に記載した担当までお問い合わせください。

津波浸水予測図の該当地域

1	北海道1 (宗谷支庁)	36	大阪府
2	北海道2 (網走支庁)	37	和歌山県
3	北海道3 (根室支庁)	38	鳥取県
4	北海道4 (釧路支庁)	39	島根県1 (本州沿岸部)
6	北海道6 (胆振支庁)	40	島根県2 (隠岐諸島)
7	北海道7 (渡島支庁)	41	岡山県
8	北海道8 (檜山支庁)	42	広島県
9	北海道9 (総志支庁・石狩支庁)	43	山口県1 (瀬戸内海沿岸)
10	北海道10 (留萌支庁)	44	山口県2 (日本海沿岸)
11	青森県1 (西部)	45	徳島県
12	青森県2 (東部)	46	香川県
13	岩手県	47	愛媛県1 (南部)
14	宮城県	48	愛媛県2 (北部)
16	山形県	49	高知県1 (東部)
17	福島県	50	高知県2 (西部)
18	茨城県	51	福岡県
19	千葉県	52	佐賀県
20	神奈川県	53	大分県
21	東京都1 (東京湾及び伊豆諸島北部)	54	長崎県1 (長崎地方西部)
22	東京都2 (伊豆諸島南部及び小笠原諸島)	55	長崎県2 (長崎地方北部)
23	静岡県1 (東部)	56	長崎県3 (対馬・壱岐)
24	静岡県2 (西部)	57	長崎県4 (五島列島)
25	愛知県	58	熊本県
26	三重県1 (北部)	59	宮崎県
27	三重県2 (南部)	60	鹿児島県1 (鹿児島地方東部)
28	新潟県1 (南部)	61	鹿児島県2 (鹿児島地方西部)
29	新潟県2 (北部及び佐渡島)	62	鹿児島県3 (種子島・屋久島等)
30	富山県	63	鹿児島県4 (トカラ列島・奄美大島)
31	石川県	64	沖縄県1 (沖縄本島)
32	福井県	65	沖縄県2 (本島周辺の離島)
33	京都府	66	沖縄県3 (大東諸島・宮古島)
34	兵庫県1 (本州沿岸部)	67	沖縄県4 (石垣島・西表島・与那国島)
35	兵庫県2 (淡路島)		